

グリーン野田入所契約書

《令和6年8月1日現在》

_____ (以下「利用者」という)と社会福祉法人友朋会(以下「事業者」という)は、利用者が特別養護老人ホーム グリーン野田(以下「グリーン野田」という)における居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される介護老人福祉施設サービス等を受けることについて、次のとおり契約(以下「本契約」という)を締結します。

第1条 (契約の目的)

事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、介護老人福祉施設サービスを提供し、利用者はその料金を支払います。

第2条 (契約の有効期間)

1. この契約の契約期間は、利用開始日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
2. 利用者が契約期間満了日の14日前までに事業者に対して、文書により契約終了の申し出をしない場合で、利用者が要介護認定の更新により要介護者と認定された場合には、この契約は更新されるものとします。この場合において、更新後の有効期間は更新後の要介護認定の有効期間満了日とします。

第3条 (施設サービス計画)

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- ① 利用者について解決すべき課題を把握し、利用者およびご家族等の意向を踏まえた上で、介護老人福祉施設サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ施設サービス計画の作成。
- ② 必要に応じた施設サービス計画の変更
なお、施設サービス計画の作成及び変更に際しては、その内容を利用者およびご家族等に説明し、同意を得、交付いたします。

第4条 (介護老人福祉施設サービスの内容)

1. 事業者は、施設サービス計画に沿って利用者に対し、居室、食事、介護サービスその他介護保険法令の定める必要な援助を提供します。また、施設サービス計画が作成されるまでの期間も、利用者の希望、状態に応じて、適切なサービスを提供するものとします。
2. 利用者が利用できるサービスの種類は〔グリーン野田重要事項説明書〕に記載した通りです。事業者は〔グリーン野田重要事項説明書〕に定めた内容により、利用者及びその家族等に説明します。

第5条（要介護認定の申請に係る援助）

1. 事業者は、利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
2. 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を利用者に代わって行います。

第6条（サービスの提供の記録）

1. 事業者は、介護老人福祉施設サービスの提供に関する記録を作成し、サービス提供した日から5年間保管するものとします。
2. 利用者は、日曜日及び祝日を除く毎日、10時から16時の間に施設が定める場所で第1項のサービス提供記録を閲覧することができます。

第7条（サービス利用料金の支払い）

1. 利用者は、要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（各利用者の負担割合に応じた額に居住費、食費を加えた額）を事業者に支払うものとします。
但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）
2. 介護保険の基準外のサービスについては、利用者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
3. 前項の他、利用者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業者に支払うものとします。
4. 利用者は入院・外泊中も所定の居住費を支払うものとします。
5. 事業者は、当月の料金の合計額の請求書を翌月10日前後に利用者に配付します。
6. 前3項に定めるサービス利用料金は1か月ごとに計算し、利用者はこれを翌月15日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。
7. 1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。
8. 事業者は、利用者から料金の支払いを受けた時は、利用者に対し領収証を発行します。

第8条（利用料金の変更）

1. 第7条第1項に定めるサービス利用料金及び第7条第3項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
2. 第7条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、利用者に対して、変更を行う日の1か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
3. 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく〔重要事項説明書別紙〕を作成し、お互いに取り交わすこととします。
4. 利用者は前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第9条（身体拘束の禁止）

1. 事業者は、サービスの提供にあたり、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
2. 前項ただし書きの規定に基づき身体拘束等の行為を行った場合には、事業者は、直ちにその日時、態様、利用者の心身の状況、緊急やむを得ないと判断した理由、当該行為が必要と判断した職員等及び当該行為を行った職員等の氏名その他必要な事項についてサービス提供記録等の書面に記録します。

第10条（契約の解除）

1. 利用者は、事業者に対し7日間の予告期間をおいた後文書で通知することにより、本契約を解除することができます。
2. 次の事項に該当した場合、事業者は、利用者に対して7日間の予告期間をおいた後文書で通知して、本契約を解除することができます。
 - ①利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく1ヵ月以上遅延し、事業者が料金の支払いを催告したにもかかわらず、催促日から14日以内に支払われない場合。
 - ②利用者が3ヵ月を超えて医療機関に入院すると見込まれる場合もしくは当該期間内に退院できないことが明らかになった場合。
 - ③利用者またはその家族等が事業者及び事業者が使用するものまたは他の利用者の身体・財物・信用等を傷つけて、本契約を継続し難いような重大な事情を発生させた場合。
 - ④利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設でのサービスの提供では適さないと判断された場合。
 - ⑤やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合
3. 前項③④の場合においては、事業者は、速やかにその判断を利用者に告げるものとし、利用者は異議を述べる機会を与えられるものとします。
4. 第2項の場合、事業者は、本人、家族、市町村等の関係機関と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、住宅サービスの提供、生活の場の確保について必要な調整を行うよう努めることとします。
5. 利用者が要介護認定の更新で非該当（自立）または要支援と認定された場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了するものとします。
6. 次の事由に該当した場合は、本契約は自動的に終了します。
 - 1) 利用者が他の介護保険施設等に入所した場合
 - 2) 利用者が死亡した場合

第11条（退所時の援助）

事業者は、契約が終了し利用者が退所する際には、利用者およびその家族の希望、利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

第12条（個人情報・プライバシーの保護）

1. 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. 事業者は、文書によりあらかじめ利用者またはその家族の同意を得た場合には、市町村、居宅介護支援事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができます。
3. 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
4. 利用者は、サービスの提供及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従業者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。

第13条（賠償責任）

1. 事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意・過失によらないときは、この限りではありません。
2. 利用者の故意または過失により、居室、備品またはその他の設備に通常の保守・管理の限度を超える補修が必要になった場合、または利用者が故意に事業者が使用する者に暴行・傷害を加えた場合、利用者は事業者に対しその損害を賠償するものとします。

第14条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、以下の各号に該当する場合には損害賠償の責任を負いません。

1. 利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
2. 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
3. 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合。
4. 利用者が、事業者もしくは事業者が使用する者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合。

第15条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、契約の有効期間中、地震・水害等の天災その他自己の責に帰することができない事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を免れることとします。

第16条（残置物の引き取り等）

1. 事業者は、本契約の終了した後、利用者の残置物がある場合に備えて、残置物の引き取り人（以下「残置引取人」という）を契約者と定めます。

2. 前項の場合、事業者は、本契約が終了した後、利用者又は残置引取人に2週間以内に残置物を引き取るよう求めます。
3. 事業者は利用者又は残置引取人が所定の期間を経ても引き取りのない場合は、催告の上、利用者の負担で事業者が処分していることとします。その場合、利用者の預かり金等が事業者の管理下にある場合には、その金銭と相殺できるものとします。

第17条（連絡義務）

事業者は、利用者の健康状態が急変した場合は、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに、必要な処置を行います。

第18条（相談・苦情対応）

事業者は、その提供したサービスに関する利用者等からの相談・苦情等に対して、受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第19条（本契約に定めのない事項）

本契約に定めのない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者との誠意をもって協議するものとします。

第20条（その他）

本契約とグリーン野田重要事項説明書は一体のものであることに合意いたします。